

平城遷都1300年記念グランドフォーラム企画運営等業務委託契約に関する委託料の支出に係る住民監査請求の監査結果の概要

- 1 監査請求書の提出日 平成24年3月2日
- 2 監査結果の通知日 平成24年4月27日（監査期限：同年5月1日）

3 請求の要旨

(1) 措置要求事項

平城遷都1300年記念グランドフォーラム企画運営等業務委託契約（以下「本件契約」）に関する委託料は想定する適正額と比較して著しく高額である。よって、奈良県知事に対し、本件契約によって県が被った損害について、奈良県知事及び関係職員に対し、県に賠償させるよう勧告する事を求める。

(2) 請求の理由

本件契約は「その性質及び目的が競争入札に適さないと認められる」事を理由に地方自治法施行令（以下「施行令」）第167条の2第1項第2号の随意契約を締結しているが、認められない違法な契約である。

ア 財務大臣通達「公共調達適正化について」（H18.8.26付、以下「財務大臣通達」）に定める公表等の手続及び再委託承認の手続きがされていない。

イ 広範囲にわたり再委託している。

ウ 仕様書等の作成で競争が可能であった。

エ 奈良県契約規則に見積合わせに関する規定がある。

(3) 本件契約に係る委託料の支出により、奈良県が被った損害について

（損害額合計12,309,150円）

ア 契約事項の中止等があれば、精算時に減額すべきだが、精算報告書では他の支出項目の金額を増額させ、総額は契約金額と同額にするなど、裁量を逸脱・濫用している。（損害額：4,011,900円）

イ 音響・照明・映像機材費等について、精算報告において、契約金額を著しく上回る支払いがある。（損害額：4,460,000円）

ウ 契約相手方は東京に所在する法人であるが、奈良県又は関西の法人であれば、スタッフ交通費・宿泊費は大幅に圧縮できた。（損害額：3,336,000円）

エ 会場内運営等に係る人件費が異常に高い。（損害額：501,250円）

※ なお、上記イについて、請求人から契約金額の一部を2,200,000円から2,500,000円に訂正する旨の陳述があった。

（結果として、イの損害額は4,460,000円から4,160,000円に訂正されることになる。）

4 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

理由は以下のとおりである。

(1) 随意契約が違法である旨の請求人の主張について

最高裁判例によると、施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さない」に該当する判断基準は、契約担当者の合理的な裁量判断によるとされている。

本件契約は「弥勒プロジェクト推進業務委託」の契約と密接不可分の関係にあることから、施行令第167条の2第1項第2号に該当すると担当課が判断したものであり、その判断に裁量の逸脱又は濫用があったとはいえない。

ア 財務大臣通達に定める公表等の手続及び再委託承認の手続きがない旨の指摘について
同通達は、財務大臣から各省各庁の長宛に通知されたものであり、本県を含む普通地方公共団体に適用があるものとは認められない。

イ 広範囲にわたり再委託している旨の指摘について

本件契約に再委託禁止条項はない。なお、共同体の責任の下で、機器操作等を共同体以外の者にさせることが、本フォーラムの円滑な実施に必要と考えたものであり、正常に実施されたことを担当課が確認している。

ウ 仕様書等の作成で競争が可能であった旨の指摘について

会計局長通知「随意契約の締結に関する取扱基準について」の別表に記載の「性質又は目的が競争入札に適しない」の適用要件「県が相手方を選定できる余地のないもの」の主な該当事例（オ）に該当すると担当課が判断したものである。

エ 契約規則に見積合わせに関する規定がある旨の指摘について

総務部長通知「奈良県契約規則の施行について」に見積合わせを省略して差し支えない場合が例示されており、当該例示に該当すると担当課が判断したものである。

(2) 本件契約に係る委託料の支出により、県が損害を被った旨の請求人の主張について

地方自治法第232条第1項の規定によると、支出にあたり、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱又は濫用してなされた場合等に違法となる。

ア 精算時に減額すべきであったのに減額せずに支出した等、精算に裁量の逸脱又は濫用があった旨の指摘について

個別業務の中止や数量の増減等については、事前に担当課が必要と認めて共同体に指示したものであり、検査でも確認していることから、精算報告書を認めた担当課の判断に、裁量の逸脱又は濫用があったとはいえない。

イ 音響・照明・映像機材費等に係る指摘について

契約後に詳細なプログラムが定まり、必要な機材等を追加したことによるものであり、担当課が事前に必要性等を判断し、共同体に指示したものである。また、県担当者が現場で機材等を確認している。

ウ スタッフの交通費・宿泊費に係る指摘について

東京に所在する共同体と本件契約を締結したことについては、既述のとおり、担当課の判断に裁量の逸脱又は濫用があったとはいえない。

また、交通費・宿泊費の単価及び人数については、相当性を有すると担当課が判断したものである。

エ 運営人件費に係る指摘について

本フォーラムは、元内閣総理大臣などが出席する重要な催しで、円滑な会場の運営・管理を行う必要があると考え、当該経費を認めており、単価については担当課が市場価格に沿ったものと確認している。

5 監査委員の意見

(1) 契約の締結について

県民への十分な説明責任を果たせるよう、契約手続の透明性、公平性及び競争性の確保に努められたい。

(2) 契約事務手続について

従来から監査委員として意見を述べているところであるが、契約事務手続の執行にあたっては、手続の透明性を確保し、説明責任を果たせるよう、厳正かつ慎重に行われたい。

※ 監査結果本文については、平成24年5月8日付の県公報に掲載予定